

第12回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日時

平成19年10月17日（水）

■ 会場

宇都宮市役所 14D会議室，9B会議室，13A会議室，15A会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，藤本委員，増井委員，伊藤委員，大竹委員，佐々木委員，添田委員，佐藤和男委員，西岡委員，古橋委員，浅野委員，梅林委員，片岡委員，片桐委員，川嶋委員，小針委員，酒井委員，高山委員，田中委員，船津委員，本田委員，阿久津委員，大矢委員，川又委員，佐藤六夫委員，砂長委員，寺崎委員，中島委員，松本委員，山野井委員，櫻井委員，塚原委員，山本委員，福田委員，馬嶋委員，砂川委員，森山委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課長補佐，行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，管理グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

(1) 事務局からの報告

- ・ 事務局から，11月広報紙の原稿の完成イメージ，11月末に分科会を1回追加すること，大分市から職員2名が視察に来ていることを報告

2 議事

(1) 分科会における検討（資料1-1，1-2，1-3）

- ・ 第1分科会は14大会議室，第2分科会「市民」関係検討グループは13A会議室，「議会・執行機関」関係検討グループは9B会議室，第3分科会は15A会議室に分かれ，各分科会で議論

ア 第1分科会

- ・ 前回，前文に盛り込みたい事項について，KJ法によりキーワードを抽出したが，これらをまとめていく考え方を事前に各委員に考えてもらい，アンケート形式で提出してもらった。このアンケートを，世話人と事務局で模造紙にさらに整理し，この模造紙をもとに議論
- ・ 出された意見を，事務局が「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え

方」,「条例に盛り込むべき事項」として整理して,次回までに分科会検討資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等(要旨)

(まちの歴史,文化や環境)

● 事務局

- ・ たたき台として,アンケートを次のとおりまとめてみた。
 - ① 「日光連山のふもと,関東平野の中にあり,羽黒山を有し,鬼怒川が流れる」という地理的環境があり,「二荒山の杜」を中心に「門前町・城下町」として栄えてきた。
 - ② 自然環境に恵まれていて,災害が少なく,のどかであった。
 - ③ そのようなところから,人々はおっとりとして,質素な気風であった。

○ 委員

- ・ 「羽黒山」という言葉を入れるのであれば,「門前町」とか「城下町」とかという言葉を入れざるを得ないと思う。もっと全体的なことがら,例えば,「日光連山から関東平野」,「自然変化が少なく災害も少ない」という,概括的なことがらに絞った方が良いのではないか。また,「羽黒山」と入れるのであれば「二荒山」も入れざるを得ないだろう。

○ 世話人

- ・ 「日光連山のふもと,関東平野の中心にあり」,「自然環境に恵まれていて」というキーワードが優先順位が高いということか。

○ 委員

- ・ 「鬼怒川」も必要である。

○ 委員

- ・ 今後問題になるのは,なぜ「二荒山」を出して「羽黒山」を出さないのか,ということ。検討経過を明らかにしておく必要がある。

○ 委員

- ・ 羽黒山は「日光連山から続く山並み」の中に入る。今市市が日光市と合併して,新日光市となった。日光市と宇都宮市は隣り合っている。そこで,「日光連山から続く山並み」となる。実際には,「二荒山」まで山並みは続く。

○ 委員

- ・ 「二荒山」は歴史的に重要であったわけだが,「宗教性」が高い。その意味でどうかと思う。

○ 委員

- ・ 宇都宮城より以前からあったわけで,宇都宮のルーツである。

○ 委員

- ・ 「羽黒山」と入れても,「山並み」と入れても,大意には違いはないと思う。

また、「日光連山」や「鬼怒川」等の自然に触れれば、「自然環境に恵まれている」という文言は不要だと思うし、「地理的環境」という言葉を「自然環境」と置き換えても良い。

- ・ 「おっとりしている」とあるが、はたして良いことなのか。「おっとりしている」ことには、騙されやすいという面もある。

○ 委員

- ・ 11月23日に羽黒山の祭典があるわけだが、県道を通行止めにし、酒を振舞い、大々的に実施している。羽黒山を残すかどうかの良し悪しではなく、そのような事実を念頭に置いて前文を検討する必要がある。ところで、「羽黒山」を載せるのであれば、「多気山」も載せなければならないということにもなるだろうし、前文に盛り込むのは難しいか。

○ 委員

- ・ 合併したことも考慮する必要がある。合併したことに配慮して、羽黒山を載せる・載せないということを検討する必要がある。従来なかったものが加わった。加わったものの中で最も象徴的なものを文章に加えるかということ。

○ 委員

- ・ 河内町の象徴的なものと言え、地理的には、鬼怒川ということになるか。

○ 世話人

- ・ その意味で、「鬼怒川」というキーワードは重要

○ 委員

- ・ 門前町と城下町の定義はどのようなものか。

● 事務局

- ・ 寺社の前で発達したのが門前町、城の回りで発達したのが城下町。宇都宮市はどちらの性格も持つ。

○ 委員

- ・ 宇都宮城は、二荒山神社を護るために後から出来たということになる。すなわち、二荒山ありき。だが、現在では、若い人を中心に、宇都宮城を中心に栄えてきたというような認識があるのかもしれない。日光社参のことを考えると、宿場町としての性格もあった。

○ 世話人

- ・ 「おっとりとして」等、気質的なものを表す言葉はあった方がいいのか。

○ 委員

- ・ 「人情味厚い」とか「人情味あふれる」とか、本当かどうか誰にも言い切れないのでは。

○ 世話人

- ・ 条例で決め付けてしまうのも良くないのでは。

- ・ 「緑」・「水」という言葉はなくても良いのか。
- 委員
 - ・ 「緑」・「水」はあった方が良く。鬼怒川とつながっているから。「自然環境に恵まれている」に入るのでは。
- 委員
 - ・ 農村問題はどうか。例えば「田園風景」とか。宇都宮市は、もともと農業が原点になっている。「先祖から培われてきた豊かな農村」とか。
- 委員
 - ・ 「県都」や、「北関東最大の都市」は、今後いつ事情が変わるかわからないことから難しいか。
- 世話人
 - ・ 「関東平野の中」を「関東平野の中心」と書くという手もある。
- 委員
 - ・ 「日光連山」という言葉に問題がないわけではない。「那須連山」がある。
- 委員
 - ・ 那須連山は宇都宮市から遠いとも考えられるし、先程の話のように、宇都宮市が日光と隣接した状況や、「日光」が世界的にも名がとどろいていることを考えれば、是非ここで使用すべきではないか。
- 世話人
 - ・ 「農」についてさらに議論したらどうか。川があったことによって肥沃な土壌があり、そこで農耕が発達したわけだから。河内町を特徴づける「肥沃さ」が表現できるのでは。
- 委員
 - ・ 自然環境に恵まれたことの一環として、「大谷石」は取り上げられないだろうか。
- 委員
 - ・ 大谷石は宇都宮市で取り上げられるべき重要なキーワードの一つだと思う。
- 委員
 - ・ 地下資源として言及するには、現在置かれている状況を考えると難しい。
(過去、現在における自治への取組)
- 事務局
 - ・ たたき台として、アンケートを次のとおりまとめてみた。
 - ① 市民、企業、行政が持てる力を発揮してきた。
 - ② 平和都市宣言にもある「恒久的平和」を希求してきた。
 - ③ 皆で協力して暮らしやすいまちをつくらうとしてきたし、これらを次代に引き継いでいく責任がある。

- 委員
 - ・ 昭和20年7月の宇都宮市空襲により、焼け野が原となってしまった状態からの復興、焼け野が原から這い上がって今日の繁栄を築き上げてきたことについては触れなくてよいのだろうか。宇都宮のみならず、戦時、空襲を受けたところは皆そうかもしれないが、いかがか。
- 世話人
 - ・ 宇都宮市は戊辰戦争でも焼失し、空襲で焼失して2度復興している。その精神、スピリットには触れてもいいかもしれない。
- 委員
 - ・ 大東亜戦争とは書かなくても良いが、数々の戦災に打ち勝って今日があるということは記載した方が良いのではないか。
- 委員
 - ・ 前文の「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」の一番最初に入れて、それから「市民、企業、行政が持てる力を発揮してきた。」と記載すると良いのかもしれない。「幾多の困難を乗り越えてきた」等か。幾多の困難の中には、戊辰戦争と第2次世界大戦が入る。
- 委員
 - ・ 市民と企業は別にすべきなのか。一緒でも良いのではないか。また、順番はどうしたらいいか。
- 世話人
 - ・ 企業は市民の中に含まれると考えることもできる。
- 事務局
 - ・ この「市民、企業、行政が持てる力を発揮してきた。」というのは、委員の意見にあったから入れたわけだが、前文の「市民協働」の項目へ移すべきではないか、という意見もある。
- 委員
 - ・ 人間味、人情などが入ってこないとうまく収まらないような気がする。協働という意味合いに近くなってくるかもしれないが。宇都宮には、独特の人情のようなものがあるのだろうか。
- 委員
 - ・ この会議では、宇都宮らしさを具体的にせず、抽象的に論じている気がする。どのようなところが宇都宮らしいのか。
- 事務局
 - ・ この会議では今まで、「宇都宮らしさとはこうだ。」というものがなかなか見つからなかった。議論を深めていくなかで、見えてくるかもしれないということで、ここまで来ている。前文の「新たな自治のかたちやまちのあるべ

き姿」で、少しその方向性が見えてきたような気もするので、さらに議論を続けていただきたい。

○ 委員

- ・ 宇都宮市は、環境基本条例を策定している。環境を非常に大事にしているということを入れたらどうか。

○ 委員

- ・ 「宇都宮市では、〇〇年に環境基本条例を制定し、環境の保全に真剣に取り組んできた」等となるか。

○ 委員

- ・ 「環境」が入ると、「教育」やその他のキーワードが入ってくることにならないか。

● 事務局

- ・ 「環境」、「平和」が入ってくると、その他はどうなるのかという話になろう。前文の「新たな自治のかたちやまちのあるべき姿」で、「環境」というキーワードが入ってきている。そこと合わせて議論して頂ければと思う。

○ 委員

- ・ 「恒久的平和」に関して言えば、「平和都市宣言にある」という前置詞を置かなくても良いのではないか。
- ・ 環境基本条例についても、単に「環境に配慮し」等、市民意識の観点から書けば良いのではないか。他にもたくさんの条例がある。

● 事務局

- ・ 例えば、平和都市宣言の他にも、福祉都市宣言というものがある。したがって、環境、平和、福祉の3つがキーワードとしては挙げられるのではないか。

○ 委員

「平和」というと抽象化されてすぎている。

○ 世話人

- ・ 表現は十分注意すべきということか。

○ 委員

- ・ 企業は、市民の中にくくられるが、他の都市の事例を見ると、「市民、企業、行政が一体となって」というところに力点を置いていることがあるので、あのような表現になっているのだろうと想像される。使う場所によっては、市民と行政だけで良い。

○ 世話人

- ・ 「皆で協力して暮らしやすいまちをつくらうとしてきたし、これらを次代に引き継いでいく責任がある。」のところはいかがか。

- 委員
 - ・ 協働のまちづくりのことを言っているのか。
- 事務局
 - ・ 「次代の子どもたちに引き継いでいく」ことに力点が置かれている気がする。
- 世話人
 - ・ 「皆で協力して」というところだが、昔は「向う三軒両隣」という精神で自治が運営されてきた。それを協働という言葉でまとめて良いのかどうか。これからその精神を求めることは難しいかも知れないが、過去、そのような実態があったことは事実であるし、今も実は必要なものなのではないだろうか。「皆で協力して暮らしやすいまちをつくろうとしてきた」というのは、過去のこと。協働という最近の言葉とは少し趣旨が違うのでは。「昔ながら」を表現する言葉があるのではないか。
- 委員
 - ・ しかし、これはどのまちも同様。宇都宮市を特徴づけるものではない。今後のことについては言及する必要があるだろうが、字数の制限がある中、優先度は低いのでは。
- 世話人
 - ・ 過去については、きれいな言葉で表現したい。あまり否定などはしたくないと思う。
 - ・ 今までも自治に関してはきちんとやってきたけれども、さらに、という感じで未来につなげていければと思う。

(新たな自治のかたちやまちのあるべき姿)
- 事務局
 - ・ 委員から出されたアンケートをもとに、前回出されたキーワードを、「新しい何かを求めていくこと」、「お互いを思いやること」の大きく2つの方向性にまとめた。
 - ・ 「新しい何かを求めていくこと」は、実際のまち、社会では「住みやすいまち」と、また、「お互いを思いやること」は、実際のまち、社会では、「思いやりのある社会」と表現できるのではないかと考えた。「住みやすいまち」を例示する一般的・抽象的なキーワードを、「安心して暮らせるまち」、「活力あるまち」、「環境優先主義」、「農・商・工のバランスのとれた発展」とした。また、「思いやりのある社会」を例示する一般的・抽象的なキーワードを、「共生社会」、「規範意識・権利と義務」とした。
 - ・ 「住みやすいまち」の具体的な例として、「100万都市」、「政令指定都市」、「みんなが安心して幸せに暮らせるまち」、「選ばれるまち」、「循環型社会構

築」,「うつくしの宮」,「新しい文化の創造」等のキーワードを羅列した。「思いやりのある社会」の具体的な例として,「みんなが安心して幸せに暮らせるまち」,「都市部と農村部の交流」,「やさしさ」等のキーワードを羅列した。

○ 委員

- ・ 「思いやりのある社会」というのは,福祉ではよく用いられている言葉であるが,競争も重要である。お互いの向上を図っていくためには,競争の原理も生かしていかなければならない。思いやりだけでは社会の向上・発展というものは存在しないのではないか。

○ 委員

- ・ それが,「新しい何かを求めていくこと」に含まれているのではないか。新しい何かを競争して求めていく,ということである。

○ 世話人

- ・ 「競争」という言葉は,「蹴落とす」ということをイメージしてしまう。競争自体が,「新しい何かを求めていく」ことに含まれると整理した方が良いような気がする。

○ 委員

- ・ 「弱肉強食」と「競争」とは意味が違う。競争は,人間社会が向上していくには大切なこと。弱い者同士が助け合っていく,これも大切なこと。その2つの原理が世の中を支えている。どちらが正しいということではないと思う。どちらも必要だという考え方を持たないといけないと思う。

○ 委員

- ・ 「新しい何かを求めていくこと」は建設的な話,「お互いを思いやること」はやさしさを表した言葉であるともとれる。
- ・ 「みんなが安心して幸せに暮らせるまち」は,どちらかと言えば「思いやりのある社会」に分類されるのではないか。
- ・ 「競争」的な話しは,どちらかと言えば「新しい何かを求めていくこと」,「住みやすいまち」に分類されるのだろう。「活力あるまち」もそうだと思う。

○ 委員

- ・ 今,総花的な意見が出ているが,「住みやすいまち」の中の「環境優先主義」は重要なことだと思う。
- ・ 私が言っていた共生社会は,障がい者も健常者も皆同じ社会の中で生きていけるという意味,ノーマライゼーションを指している。そのためにバリアフリーとか,障がい者に配慮した交通手段とか,そういうものに思い切って取り組んでいくのだ,環境と同様に取り組んでいくのだ,というようなことを示していけないか。ほかにも,環境についてはこのような取組,建築に対してはこのような取組をする等,できるだけ具体的な書き方で。例えば,排

気ガスを抑えるということであれば、数値目標までこの条例には記載できないまでも、そのような定めができるような指針を出してあげる、そのような必要があるのではないか。宇都宮市が進んでいく道を、ここで示すことが大事だと思う。単に総花的に「住みよい」とかいうことではなくて、これだ、というものを示さないと、一つぴしっとしたものが出てこないのではないか。私は、これから人間が生きていくのには、環境を大事にしなければならないし、発展と言えば道路が出来たことを言うのかもしれないが、高齢者社会においては自動車運転ができない人もたくさん出てくるわけだから、自分の自己実現のために移動手段を考えなければならない。そのようなものを添えて自治基本条例を策定していった方が良いのではないか。ほかの市にはないような、何か光るものを前文の中に記載していけたら良いのではないか。前文の目標を達成するために他の部分が機能していくようにしていけたら。憲法で言えば、平和主義であるとか、「世界で名誉ある地位を占めたいと思う」という決意であるとか、そのようなものを整理して行って、格調高い前文にしていった方が良いと思う。

○ 委員

- ・ 総花的な項目ではなく、具体的な項目を中心に据えて策定していったら良いのではないかという意見だが、それを私たち委員がここで決められるのだろうか。「宇都宮はこれでいくぞ。」というものを、個人的な意見でなくして決められるのか。「環境」でいきたい、という人もいる。「医療」という人もいる。「福祉」という人もいるだろう。それをこの場で決められるのか。するとどうしても総花的な書き方にしかならないのではないだろうか。やむを得ないのではないか。

○ 委員

- ・ 他の都市の自治基本条例を見ても、ほとんどが観念的な記述に終始している。いったい何がしたいのかというものになっているような気がする。泥臭い表現で、指定都市を目指すのだ、とかを思い切り出してもいいのではないか。それぐらい冒険してもいいのではないかと思う。めりはりのあるものを。

○ 委員

- ・ 逆に言えば、これまで宇都宮が悪かったものを修正していくような表現をとってもいいのではないか。

○ 委員

- ・ 例えば、宇都宮の平成の大合併というのは不完全であったと言えるのではないか。

○ 委員

- ・ 合併は大成功であったと考えている人もいる。
- ・ 具体的なことを私たち委員が決めて、これを50万市民が理解してくれるかどうか。
- 委員
 - ・ 全体的な方針ではなく、柱となるような何かであっても良い。
- 委員
 - ・ それをこの会議で出せるのだろうか。私は、環境もそうだが、教育、医療、福祉等、都市的な環境条件は良いと思う。例えば、人により評価は異なるが進学率も高い。産業だけが売り物ではないと思っている。何を宣言していくかは、非常に難しい。
- 委員
 - ・ 短いキャッチコピーで言えば、「生まれて良かった、来てよかった、住んで良かった、心豊かな宇都宮」という感じか。そのようなキャッチコピーがあって、それに近づけていく。そのような努力が必要なのではないか。
- 世話人
 - ・ 具体的な柱として、「100万都市」や「政令指定都市」はわかりやすいが、この条例の50年先、100年先のありようを考えたときに、どうなっているかと考える。例えば人口が150万になっていたらどうしたら良いだろうか。今の気持ちとしては共有できるが、今後の事情変更でどのようになってしまうか予測ができない。
- 世話人
 - ・ 政令指定都市にしても、行政が高コストになってしまうという問題も指摘されている。
- 委員
 - ・ この条例は、100年先を見越して作っているのか。憲法でも、国の状態が変われば改正議論が起こるのに、今の宇都宮をどうするかという問題ではないか。道州制が導入されて変わるのであれば、その時に新しい自治基本条例を作れば良いのでは。
- 事務局
 - ・ そのような考え方もあると思う。また、50年100年ともつ、普遍性の高いものにしようという考え方もあると思う。一般的な傾向として、小さい市町村で、行政改革の途中にあるというような自治体では、具体的な行政改革の手法等の内容を盛り込んだ自治基本条例となっているようである。大都市になればなるほど、一般的・抽象的な表現の自治基本条例が増えている。それは、数多くの市民の意見を取り入れていくと、自然と普遍性の高いものになっていくということなのではないだろうかと考えている。宇都宮市も人

口50万都市なので、一般的・抽象的な言葉となっていく可能性が高いと考えている。

○ 委員

- ・ きっと抽象的にならざるを得ない。「環境優先主義」という言葉もそうだが、このようなことを誰かが言い出すと、他の人も、その他の人も、これはどうなんだ、あれはどうなんだ、と言い出すことになる。例示として出すのは良いのだが、例えば100万都市、政令指定都市について言えば、100万都市や政令指定都市ではない都市の方が良い、という人もいるだろう。人口規模を縮小して、もっと住みやすいまちにした方が良いという人もいると思われる。ただし、少なくとも「住みやすいまち」という表現であれば、共感を呼べる。この「住みやすいまち」という言葉で、私たちが何を目指しているか、この議論の過程の解説を作ればよいのではないか。それぞれ何か一つ特有のものを例示として出すのは良いと思うが。一つだけに思い入れて言葉を入れ込むと、必ず反対意見が出てくる。この会議の中で共感を呼んでも、外に出たら共感を呼ばないかもしれない。ただ、思い切ってこの分科会としては、このようなことを前面に押し出したいんだ、と一つの意見として出しても構わないと思うが。結局このような一般的な言葉になってしまうのだと思う。委員としては、「つまらない」と思うこともあるかもしれないが。この「住みやすいまち」、「思いやりのある社会」という言葉が、どのようなことを指向しながら、議論され出てきたのかを明らかにしておくことが重要。小さい都市であればあるほど直近の現象的なことをとらえて、こうあるべきだ、と規定している例が多い。50年・100年というタイムスパンが大きくなるかもしれないが、少なくとも普遍性のある言葉を拾っていかなければならない。どんどん変えればいいではないか、という意見もあるだろう。ただし、少なくとも自治体の憲法的存在とするならば、ある程度のタイムスパン、それなりの期間に耐える言葉を記載していくことが望ましい。ただし、皆さんの中で、これだけは住みよいまちの代表的な例示として挙げ、宇都宮市らしさを出そうということはあるのかもしれない。
- ・ 話変わるが、先程話題となった「競争社会」という言葉はマイナスイメージが強いが、競争社会、競争原理というのは一つの手段であって、住みよいまちとなるための途中経過である。究極の目的である「新しい何かを求めていくこと」、「お互いを思いやること」や、「住みやすいまち」、「思いやりのある社会」等と同レベルではない。どちらかといえば一番具体的な例示のレベルではないかと思う。

○ 委員

- ・ 政令指定都市を目指すか否かは、「政策」である。政策であるから、政権が

変われば、変わってしまう可能性もある。自治基本条例は条例であって、簡単には変えられない。政権が変わっても引き継がれるような内容、項目を記載していくべきだと思う。高齢化を迎えたときに移動手段をどうするかということについては、L R Tが議論されている。公共交通の重要性は誰も反対しない。しかし、これを具体化しようとするとな政策になってしまい、自治基本条例にそぐわないものとなってしまう。

○ 委員

- ・ 政策レベルの話がこの条例に入れるかどうか、ということがよく話題になる。その時に、この話は政策レベルのものかどうかということを確認しなければならない。政策レベルの話を入れればパンチが効くことは事実

○ 委員

- ・ なぜ私が「政令指定都市」を主張したかについてであるが、よく「関東の雄都」という言葉が使われている。宇都宮市は本当にそうなのだろうか、という疑問を抱いていた。そうであれば、もっと積極的に自治基本条例の中で言ってしまったらいいのではないかと、ということ。ただ、近未来的に道州制の問題が近付いてきているこの状況では、難しいか。

○ 委員

- ・ 個人的には、政令指定都市を目指すべきだと思っている。財源的に格段に良くなるから。

○ 委員

- ・ 「住みやすいまち」、「思いやりのある社会」は大方の人々の理解が得られると考えられ、ここを条例化することは良いと思う。確かに抽象的ではあるが、具体的すぎても条例化は難しいし、「新しい何かを求めていくこと」、「お互いを思いやること」では抽象的すぎる。

○ 委員

- ・ この「考える会議」の検討経過を振り返るに、「宇都宮市らしさ」というものを十分に議論してこなかったのではないかという気もする。

○ 委員

- ・ 例示的なものでも「宇都宮市らしさ」が出せれば良いという考え方もある。

○ 委員

- ・ 宇都宮らしさを表現するのは、前文の「まちの歴史、文化や環境」の中で、「鬼怒川がある」等でしか出せないのではないかと。

○ 委員

- ・ 餃子やジャズが議論の過程で出ていた。

○ 委員

- ・ それらは本当に最近の事柄であり、歴史性が薄い。10年後どうなってい

るかも知れない。宇都宮らしさには結びつかないのではないかな。

○ 世話人

- ・ 私は、100万都市・政令指定都市にしていこうという前向きな気持ちにとっても共感している。「新しい何かを求めていくこと」には、前に向かっていこう、「未来志向」という言葉が入るのではないだろうか。人情味とかは「お互いを思いやること」の中に入るのかもしれない。
- ・ 現状維持がすばらしいという考え方がある。しかし、現状を維持するためには、前進しなければならないと思う。皆、年を取る訳だし、施設・設備も老朽化していく。私たちは、維持、又はその先を目指すような条例にしなければならないのではないかな。

○ 委員

- ・ 「住みよいまち」を表現するのに、2つの方法がある。例えばここに挙げられているように、「活力あるまち」等と表現する方法と、「未来志向のために、創造力を駆使して住みやすいまちを目指すのだ」というような、手法を述べる方法がある。具体的に目標値のようなまちの姿を書くやり方と、「私たち市民はこういうふうに必要なまちを創っていくんだ」という手法的な言葉で表すやり方。どちらを皆さんは選ぶか。手法的な書き方でも抽象的にはなってしまうが。
- ・ 「住みやすいまち」とその例示である「安心して暮らせるまち」、「活力あるまち」、「環境優先主義」、「農・商・工のバランスのとれた発展」、そして「思いやりのある社会」とその例示である「共生社会」、「規範意識・権利と義務」は非常に分かりやすい。ただ、その場合、その項目の中でも優先順位をつけて、何を例示として残すのか決める必要があるだろう。事務局では優先順位はつけられない。

○ 委員

- ・ 宇都宮市のこれまでの短所、欠点を挙げて、それを修正していくような書き方は難しいのか。悪いところの「らしさ」というものもある。例えばJRと私鉄の連結が悪いとか。それを直して新しいところに進む、という書き方もあると思うのだが。

○ 委員

- ・ あると思うが、普通は具体的には書かない。「～の反省に立って」とか、抽象的に書く。具体的に言うとても生々しくなる。そのような大きなものが宇都宮市にあるかどうか。例えば川崎市の場合には、高度成長期の重工業化の影響で、ぜんそく等の健康被害が生じた。そのため、「公害への対応などの課題の克服」という言葉が自治基本条例に記載されている。しかし、宇都宮市にそのような大きな出来事があるか。被害で苦しんだ人々が何十万人と

出たような。自治基本条例の前文に入れるほどの、反省すべき出来事があるのだろうか。戦争の惨禍等のレベルでないと前文には入ってこないのと思う。

○ 委員

- ・ もし、悪いほうの「宇都宮らしさ」を挙げるとすれば、市民が「消極的」であることではないか。積極性に乏しいとか。未来志向に乏しいとか。

○ 委員

- ・ 他の自治体に比べて、そこまで自覚しているとは言えないと思う。

○ 委員

- ・ 過去このようなことがあったんだと皆が共通認識できるようなものでなければならない。

○ 委員

- ・ 戊辰戦争と第2次世界大戦の戦禍を皆で乗り越え、克服して今日に至った、というようなことか。

○ 世話人

- ・ 小さいことはいろいろ反省し、心の中に留めて、未来へ向かっていくということになるか。

(まちのあるべき姿の実現に向けての市民の主体性と市政への参加、市民と市の協働の重要性)

● 事務局

- ・ たたき台として、アンケートを次のとおりまとめてみた。
 - ① 市民協働の意義…多様な価値を持つ人々が連携・協力することで新たな価値が創造されること。
 - ② 市民が自治の主体であり、主権者であって、責任を持って主体的に自治を担うべきこと。
 - ③ 「自治」には、「市民のみによって行われる部分」、「市民と市によって行われる部分」、「行政のみによって行われる部分」の3つがあって、行政には市民が信託していること。

○ 委員

- ・ 市と市民の役割分担のところ、協働と役割分担は少し違うのではないか。ただし、これらの内容は自治基本条例に入れざるを得ないのではないか。表現する言葉をどのようにしていくかは検討する余地があるが、内容は全て重要

○ 世話人

- ・ 標題自身が、既にキーワードである。

○ 委員

- ・ そのとおり。くどくどと説明しなくとも、キーワードを羅列していけば良いとも考えられる。
- 委員
 - ・ 短くすることだけを考えてもらえば良い。3番目の項目は優先度が低いのではないか。
- 委員
 - ・ 宇都宮市においては、市民と市の協働のことを、「市民協働」というのか。
- 事務局
 - ・ 市が策定した「市民協働推進指針」、「市民協働推進計画」において、「市民協働」という言い方がなされている。ただし、市役所内でも、この「市民協働」という言葉が適切なものか、今でも議論になることがある。
- 委員
 - ・ そうであれば、「公私協働」という言い方が良いのではないか。「市民協働」では、「市民の間だけの協働」というようにとられかねない。
- 事務局
 - ・ それであれば、「私公協働」という言い方はどうか。市民が先に書いてある方が良いのではないか。そのあたりは実際に条文をまとめていく際には十分注意しなければならないところだと認識している。
- 委員
 - ・ 本市においては、「市民協働」という言葉が定着しつつある。しかし、自治基本条例に盛り込んでしまったらそう簡単には直せない。
- 世話人
 - ・ 自治をしていくときに、「民民協働」というのはありえないのか。企業と市民の協働とか。
- 事務局
 - ・ 現時点でも、十分あると認識している。
- 委員
 - ・ この一番目の項目の「市民協働の意義」の「市民協働」には、行政は入らないのか。
- 事務局
 - ・ これは「市民協働推進指針」から引っ張ってきているが、「多様な価値を持つ人々」の中に、企業や行政も入っていると理解している。ただし、やはり今のように、誤解を招きやすいので、提言書検討委員会では十分注意して作業にあたりたい。
- 委員
 - ・ 昨今、「公」という言葉も仰々しい。

- 委員
 - ・ 福祉の分野では、「公私協働」という言い方がよくなされる。
- 委員
 - ・ 「官民協働」でも良くないと思う。

(自治基本条例を制定することの意義や決意)
- 事務局
 - ・ たたき台として、アンケートを次のとおりまとめてみた。
 - ① 自治の理念を明らかにし、
 - ② 市民等、自治を担う者の権利と責務、自治の基本的な仕組みを定め、
 - ③ 市民自治を確立して、
 - ④ 市民の福祉を向上させていくために、
 この条例を制定する。
- 委員
 - ・ 「権利と責務」とあるが、そこに「協調」という言葉が入らないと自治の意識はだめになっていく。「協調性」がないので、皆、権利ばかり主張するようなことになる。「協調」という考え方は重要
- 委員
 - ・ 「市民自治を確立する」とあるが、「市民主体のまちづくりを推進する」ではいけないか。「市民自治を確立する」には、独立国家を確立するような強いイメージがある。
- 委員
 - ・ 市民が最終的に決定権を持つという意味で、「市民主権の確立」という言葉でも良いのではないか。
- 委員
 - ・ いままで議論してきたが、これでもまだ前文としては分量が多いので、これらを圧縮すると、やはり一般的・抽象的な言葉になっていくのだろう。一般的には、条例の準則等には解説が付されている。抽象化したら、解説はつくらなければならないだろう。
- 事務局
 - ・ 事務局としては、この条例が制定されたあかつきには、条例本文を解説する冊子を作成するつもりでいる。
- 委員
 - ・ 憲法等でも同様だが、自治基本条例の解釈においては、最後は制定過程をつぶさにあたるということが十分考えられる。このような趣旨からこの条項ができていて、だからこのように解釈するべきだ、という議論がなされることが予想される。

(前文全般について)

○ 委員

- ・ なぜこの時期に、この自治基本条例を作ったのか、それを議論し、条例に記載しなくて良いのか。

● 事務局

- ・ 事務局として他の自治体の例を調査した限りでは、まず地方分権ということが挙げられると思う。また、財政的に厳しい自治体が策定している例もある。情報公開のような市民協働の手法を明らかにしたいとして制定された例もある。この「自治基本条例を考える会議」を立ち上げたのは、現市長の選挙時の公約であったこともあるが、その前から事務局では、研究を進めていた。多様な人々が協働の考え方のもと、これからの社会を構築していくという一種の「多元化」の中での社会構築のためのルールとはどのようなものかを研究していたということ。

○ 委員

- ・ 昨年度のワークショップの中のAグループでは、度々「条例をつくる必要はないんじゃないか。」という意見が出た。他の都市の例を見て、あのような抽象的な、美辞麗句が並ぶ条例であれば、何もつくる必要はない。なくても十分自治はまわる。

○ 委員

- ・ 他にも、市民憲章をはじめいろいろな憲章・条例が既に存在している。総合計画のような長期計画もある。

○ 世話人

- ・ 昨年度、佐藤委員から、「ここに書かれているようなことは、既に何十年も前から取り組んできた」ことを言われたが、私は初めて聞いたことだった。一般市民は、聞かなければわからない。それで他の委員に、「知っていましたか。」と確認したところ、その委員も知らなかった。であれば、この条例に記載して頂くことに意義はあるのだと思う。そして、私たちも共有しなければならない。是非作って残していきたいと思う。それが必要性の一つになるのではないだろうか。

● 事務局

- ・ 必要性自体を議論することや、そこから理念的に突っ込んで自治の理念、例えば「未来志向」について議論すること等は、他の自治体ではあまりなされていない。小さな自治体では、ニセコ町の条例を参考に、小規模の懇談会で検討し、短期間で策定している例が多い。また、大規模自治体になると、非常に深い議論がなされているが、法理論的なところが主になってきて、やはり必要性や自治の理念を追求することはあまりなされていないように見受

けられる。例えば「未来志向」や「思いやり」というキーワードがきちんと会議で現れたのはなかなかない。これは本市の「自治基本条例を考える会議」の特徴である。これらを後世に引き継ぐことはとても重要だと考える。また、宇都宮市ならではの自治基本条例を制定する理由になるのかもしれない。

○ 世話人

- ・ あたりまえのことをあたりまえに引き継いでいくために、ということ。

○ 世話人

- ・ 宇都宮市は、中核市になって何年になるのか。

● 事務局

- ・ 平成8年に中核市になっているので、9年である。他の中核市で既に制定しているのは豊田市であるが、豊田市は合併を機に制定した側面がある。宇都宮市はそうではない。

○ 委員

- ・ この「考える会議」の検討が終了し、執行機関で条例案を作成したら、議会で議決を経なければならない。条例であるから、いわゆる法的根拠の一つになる。条例に反する制度等ができたなら、罰則規定を設けるのか。

● 事務局

- ・ 自治基本条例自体に罰則規定を設けることはないと考えている。

○ 委員

- ・ この条例は、何かを規制するものではない。人間の行為を理想の姿へ高めていくものであって、罰則は考えられない。この条例に違反した制度がある、ということはあるかもしれないが。例えば、憲法には罰則はない。日本国民全てがそこへ向かって全ての制度を構築していこうということである。また、具体的行為があつて、それが憲法違反であると争われることはあるかもしれないが。

○ 委員

- ・ 憲法でいうところの、違憲立法審査のようなことは可能なのか。

○ 委員

- ・ 可能。この条例の位置付けをどうするかは今後議論するわけだが、これに反するような制度を構築した場合に、それに関する具体的な行為があつて、はじめて法的に争われる状態になる。例えば、憲法に関してであるが、生活保護法が制定されたことそれ自体では争うことはできない。実際に生活保護を受けた人の訴えがあつてはじめて法的に争うことができるようになる。そのような争い方はこの条例においても可能である。この条例のもとにある制度ができた。ところがその制度はこの条例の精神に反している。その反していることに関して住民が具体的に何か不利益を被った場合に、法的に争うこ

とができるということ。ご本人が裁判所に訴えることになる。

● 事務局

- ・ 日本では、地方自治体の条例に関することでも、国の裁判所に訴えるようになっている。アメリカのように、連邦法と州法があり、連邦裁判所と州裁判所がある国とは違う。また、法律の範囲内でしか条例を制定できないという条件も存在している。このあたりが変わったときに自治基本条例のあり方も変わってくると予想している。

○ 委員

- ・ 綱領とか憲章とかと同じ意味しか持たないのであれば、策定する意義がわからない。

○ 委員

- ・ この条例に基づき、多くの制度が統一性を持ったとすれば、素晴らしく体系的な制度が完成することになる。ただ、これ自身だけをとれば「何か美辞麗句が並んでいるだけだな」という印象を受けることがあるかもしれない。しかし、この条例自体が素晴らしいか否かというよりも、この議論の過程が大事。住民が、自治をどのように進めていくのかについて話し合うという議論の過程が一番大事。極論を言えば、この条例の文言はどのようなものでも良い。ここではじめて、住民自治の考え方に基づき、まちをどうするかについての意識が醸成される。自分達のまちを自分達でつくろうという気持ちが出てくる。だから、この立法過程が非常に重要。

○ 委員

- ・ 私たちは総論的なことを議論しているが、第3分科会は制度的なことを議論している。自治組織がどうあるべきかとか。具体的に、面白いものが出てくるのではないかと期待している。

○ 委員

- ・ 先ほど少し話が出たが、昔は思いやりのようなものがあつた。日本の行政は、住民による近隣の地縁団体のようなものを中心に成り立ってきた。なぜ現在、自治組織の加入率が悪いのかについても議論すべき。

● 事務局

- ・ 現実に第2・3分科会で議論されている。例えば第3分科会では小学校区を基礎とした自治組織のあり方について議論している。

○ 委員

- ・ 例えば保育料の滞納や、公営病院に対する苦情に関する問題等、現在の自治体をめぐる多様な問題が議論されていくことになるだろう。

○ 委員

- ・ 50年前、11の町村が合併したところから、まだ抜け切れていない。こ

の度上河内・河内地域が合併したが、５０年前の合併の弊害がいろいろでてくるような気がしている。そのようなところを第３分科会は議論しているのだろうと考えている。

○ 委員

- ・ 日本の自治は、１００戸位のムラから始まってきている。だから、共同意識が非常に強い。１０年くらいではまだまだ一緒にはなれない。最低でも２０年から３０年。それでうまくいけば大成功の部類ではないか。
- ・ 表現の仕方、「ですます調」が良いか「である調」が良いか議論したらどうか。

○ 世話人

- ・ 前文だけ「ですます調」でも良いのか。

○ 委員

- ・ そのような事例もある。

○ 委員

- ・ 前文は「ですます調」の方が良いだろう。本文もそれでいければ「ですます調」が良いと思うが、字数が増えると思うので、いかがかと思う。前文は数多くの人々に読んでいただくために、平易な文体であることが望ましい。

○ 委員

- ・ 「である調」は断定しているようにとられやすい。押し付けられているように思う。

○ 世話人

- ・ 「ですます調」を基調としていくこととしたい。

(イ) 第２分科会「市民」関係検討グループ

- ・ 本条例について、以下の項目を盛り込むことを検討することとした。
 - 外国人に対する教育の義務
 - 自治会活性化
 - 人と人とのつながり（連帯感）
 - 団体間の情報交流
 - 企業による家庭支援
 - 高齢者の活用
 - 多文化共生、国際共生
 - 世代間交流
- ・ 出された意見を、事務局が「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方」、「条例に盛り込むべき事項」として整理して、次回までに分科会検討資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

(市民の分類)

○ 世話人

- ・ 「婦人会」の名称は現在あまり使われていないので、別の名称に変えるべき。

(地域まちづくり組織)

○ 委員

- ・ 自治会等の地域活動団体が並列に組織されたものが地域まちづくり組織である。

○ 委員

- ・ 地域まちづくり組織とは、地域団体を横つなぎにした企画団体。これに対し、各地域団体は実行団体と言える。

(市民の権利)

○ 委員

- ・ 外国人は義務教育の対象ではないので、外国人の子どもは学校に行きたくなければ行かなくてもよい。子どもに対して「学校に行きなさい」と強く言えない。

○ 世話人

- ・ 私の地域の幼稚園では、外国人の受け入れを積極的に行っている。疎外するのは教育上もよくない。

(市民の責務)

○ 世話人

- ・ 自治会加入率は高崎市では95%と聞いているが、宇都宮市はどのくらいか。

○ 委員

- ・ 宇都宮市の目標は5年で90%。現在60%超であり、転入者等に窓口で案内するなど、加入促進に努めている。

○ 世話人

- ・ 自治会の活性化を通して、現在の個人間の冷たい関係を温かいものにしたい。個人情報保護の風潮が障害になっているのかもしれない。

○ 委員

- ・ 隣近所のつながりがいないから、個人情報保護が前面に出てくるのでは。

○ 委員

- ・ 隣近所のつながりがいないのは、職業の多様化が原因。昼間、隣近所に人がいないことが影響している。

○ 委員

- ・ 子どもがいないのが一番の原因。幼稚園の送迎等も大半が車であり、以前

はあった幼稚園送迎時の井戸端会議が、現在はない。

○ 世話人

- ・ 場をつくることが大切。

○ 委員

- ・ 希薄になった連帯感をどう醸成するか。

○ 世話人

- ・ 人と人とのつながりを大切にしなければならない。

(地域活動団体の責務)

○ 委員

- ・ 外国人に対して情報提供してほしい。

○ 委員

- ・ 宇都宮市民は、外国人に対し、自分からは声をかけない傾向がある。
- ・ 戸祭地区では、各地域活動団体の連携で様々な試みを行おうとしている。
各地域活動団体のメンバーが集まって議論すると盛り上がる。

○ 委員

- ・ 私の地域では、自治会主導で行っている。

○ 世話人

- ・ いろいろな団体が集まると、いろいろな意見が出てくる。

○ 委員

- ・ 他の地域がどのようなことを行っているか共有できる仕組みがあるとよい。

○ 委員

- ・ 地域のパソコン教室で広報紙づくりを行ったことがあるが、その広報紙を各家庭に配ることによってパソコン教室の参加者が増えた。情報が伝わると活性化する。

(事業者の責務)

○ 世話人

- ・ 父親が子どもに触れる機会を増やすために、企業に対して、父親参観のときは休みを取れるようにする等、協力を求めたい。

(地域コミュニティの責務)

○ 世話人

- ・ 地域で助け合うということを入れたい。

○ 委員

- ・ 戸祭地区では高齢者の活用を行っている。高齢者向けの学習教室を行ったところ、(恩返しとして)「地域貢献したい」という声が上がってきた。そこで、昼間の学校パトロールを行ってもらった。すると、高齢者と子どものつながりができ、今度は子どもが自分の祖父等をパトロールに誘うという連鎖

が出てきた。

○ 世話人

- ・ 高齢者はこれからも増えていくので、今後は高齢者を活用することが大切

○ 委員

- ・ 戸祭地区で始めた活動として、子ども 110 番がある。きっかけは、地区内の学校の校長が、地域活動団体に、下校時の子どもの危険について相談したこと。

○ 世話人

- ・ 「国際」という言葉を使わなくてもよい状態にしたい。「共生」という文言は本条例に入れていきたい。

○ 委員

- ・ 「国際共生」は「多文化共生」にしたほうがよい。

○ 世話人

- ・ アメリカ人は地域に新しく来た人を温かく迎える。日本人は新しく来て挨拶しない人を非難する風潮がある。新しく来た人を温かく迎えることが大切

○ 委員

- ・ 今の母親は、自分の子どもに利益があることに対して積極的。子どもを地域内交流のきっかけにすると効果的

○ 世話人

- ・ 親子のふれあいや世代間交流が大切。特に父親が子どもにふれる機会を増やすことが大切

(ウ) 第2分科会「議会・執行機関」関係検討グループ

- ・ 出された意見を、事務局が「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方」、「条例に盛り込むべき事項」として整理して、次回までに分科会検討資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 審議会には、専門家以外の一般市民はどれくらい入っているのか。また、その選出基準はどのようなものか。

● 事務局

- ・ 資料では、「審議会」のみを挙げているが、会の内容や性質により、選出基準や数はまちまちである。「審査会」のように専門家だけで開催し、一般市民が入る性質でないものが多い。

○ 世話人

- ・ 思ったより公募が少ない気がする。

● 事務局

- ・ 審議会は、個人情報扱うような非公開審査のものが多いためである。
- ・ その他、政策決定の初期段階での「懇談会」では、公募委員がいる場合が多い。
- 委員
 - ・ 議員の立場からだが、重要な審議会に議員が入っていないものが多い。何か基準はあるのか。
- 事務局
 - ・ 執行機関に附属する審議会に、議決機関である議員が入るのは好ましくないということが、総務省の見解である行政実例にある。
- 委員
 - ・ 審議会は、利益代表だけでなく、第三者的立場の人も入っていると思うが、逆に、全く利益に関係のない市民が入るべきではないかと考える。
 - ・ 学識経験者が第三者的立場となっているのかもしれないが、公募委員を入れようとか、どのような学識経験者を選ぼうとかいう決定者は誰なのか。
- 事務局
 - ・ 審議会に公募委員が入っているケースはある。ただし、個別ごとの会には、法令で設置が定められているものなどがあり、公募委員が入ることがすぐわないものも多い。
 - ・ 委員の決定は、最終的には市長や教育長などである。
- 世話人
 - ・ いくつかの審議会などに出ているが、公募委員が2～3人いる場合でも、その会の内容に興味がある人たちなので、ある程度関係性のある団体の人であることも多い。全く畑違いの人はあまりいないのではないかな。
- 委員
 - ・ 審議会が、「公開」となっているものには概ね公募委員がいるようだが、公募がないものもある。資料を見ると、入れられそうなものがあると感じるが、何か方針はあるのか。
- 事務局
 - ・ 公募・非公募の区分けは、厳格な基準で決めている。全ての審議会の細かいところまでは分からないが、恐らく技術的な内容、例えば警察・道路構造・交通法規などの審議のため、各審議会でも公募委員を入れるかどうかを決めていると思われる。
- 委員
 - ・ 自治基本条例では、市民参加が重要なので、今よりも参加させていくような内容を盛り込みたいと考えている。
- 事務局

- ・ 内容が第3分科会のものなので、この意見は第3分科会に送ることとした
い。

○ 世話人

- ・ 前回、市の事務事業の予算化に当たって、市民の声を反映させなければならないという話から、では、審議会の公募委員の割合はどうかという視点で、執行機関と市民の関係性を探ろうということであった。
- ・ 先程の意見が第3分科会に送られるとのことだが、その一方で、この問題については、執行機関がどれくらい市民の声を聞いてくれる態勢を取ってくれるのか、という捉え方もできる。ここでは、「議会・執行機関は、市民の声を取り入れなければならない。」と入れられるのではないかと思う。
- ・ さて前回は、資料なしで広く意見を伺ったが、これから「議会」・「執行機関」についての意見を伺っていききたい。

○ 委員

- ・ 市民は、議員や市長を直接選ぶが、市民が本当に議員の能力を理解しきっているとは思えない。というのは、私は県の行政改革の委員をしているが、そこで、予算や決算の判断を行うにはもっと研鑽を積むべきと考えられる議員がいることに気付いた。
- ・ よって、予算や決算を市民に公開することで、議員が気付かないところについて、市民が指摘できる立場になれるのではないかと考えている。

○ 世話人

- ・ 公開された資料で、市民が考える機会を得ることができるという意見である。
- ・ 一方、職員にも同じようなことが言えるが、職員の能力向上が、市民サービスの向上、行政サービスの向上に必要なということである。

○ 委員

- ・ 予算などの計画は市民ニーズによるものと思うが、その市民ニーズに、いくら投資をして、どのくらいの効果があったかという検証がなされていないと思う。
- ・ このことに関連して、市民ニーズの強度によって、計画に計上する優先順位を決めていくようなことを条例に盛り込みたい。

○ 委員

- ・ 議員になって半年だが、行政の仕事を見て、とにかくたくさん事務事業があるということに気付いた。市が大きくなればなるほど、奥が深いと思った。
- ・ そして、宇都宮市の財政状況や、他の中核市との比較で、予算をどう使うかを、バランスを持って決めていく必要があると感じているところである。

- 委員
 - ・ そのバランスが重要で、どうやってバランスを取るのかがポイントである。
- 委員
 - ・ 議会は、行政と別の立場でチェックしていくことで、バランスをとっていくようにしなければならないと考える。
- 委員
 - ・ 執行機関に対しては市民が情報公開を求めるが、議員は、市民が求めなくても報告書等で情報を公開すべきである。議会はチェック機関であるからだ。
 - ・ また、行政改革は、お金の面だけでなく、職員の意識を変えていくことも必要なことである。これらのことを自治基本条例に反映させたい。
 - ・ 一方、首長が変わると、市政の方針が変わってしまうことがあるため、自治基本条例により、基本的な方針が変わらないようにしていくことが重要である。
- 委員
 - ・ 議員になってから市職員に来てもらって、色々とレクチャーを受けている中で、多くの担当があることがわかり、縦割りになっているのは仕方ないと思っている。しかし、横の繋がりが必要ではないかと感じた。市民サービス向上には、コンパクトな行政が必要と思った。
- 委員
 - ・ 組織やプロジェクトは目的があって集まるものだが、それが達成されれば解散するのが普通である。しかし、達成されても組織が残ってしまうことから、解散していく基準を設けるべきと考える。
- 委員
 - ・ 議会・職員・市民が、それぞれの立場で勉強することが必要である。ただし、情報が公開されないと、状況がわからない。
 - ・ 議員の後援会で情報を得るという考え方もあるが、実際はなかなか難しいところがあるので、議員には、報告を丹念にやってほしい。
 - ・ 議員もあらゆる市民の意見を全て反映することはできないのだから、報告により情報を提供してほしい。
 - ・ 今のまちづくりについては、市と地域の連携が昔よりも密になってきていて、良くなっていると思う。
 - ・ 市の広報を見ても、内容が様々で、職員も良くやっているとは思いますが、市民も職員も、もっと勉強が必要だと感じている。
- 世話人
 - ・ ここで、私がある方から問いかけられた質問と一緒に考えていただきたい。それは、夕張市のようなことが起こった場合、責務というより、責任をどう

取るかということである。過去の行政責任を取るということは難しいと思うので、意見をいただきたい。

○ 委員

- ・ 遑って法的責任を取るのは難しい。その時々で最適と判断されたものだからである。

○ 委員

- ・ 責任を条例に盛り込むことはできないか。後になって問題が出てきた時に、その決定をした首長や議員を公表するようにしないと、無責任になってしまう。

○ 委員

- ・ 今のご意見は、政治的責任である。政治的責任については、首長も議員も次の選挙時に市民の判断に委ねられるべきものであるといえる。したがって、政治的責任を条例に盛り込むのは、難しいと思う。

○ 世話人

- ・ ボランティア・NPOについて、ご意見を頂きたい。

○ 委員

- ・ 昨年、宇都宮市で男女共同参画の全国都市会議があったが、かなり前から準備委員会で、前年開催地を視察してみたりした。そこで、行政が単独で会議を開催するのではなく、市民参加の中で、行政と協働で開催した方が良いのではないかと感じたので、思い切ってそのような意見を出したところ、市は市民の要望に応えてくれ、実行委員会形式での開催とすることができた。これは、過去に前例がないことであったが、多くの参加者が来て成功した。
- ・ ここで気付いたのは、協働で一緒に何かをするときには、人が相互に尊敬できる関係を持っていないと目的を達成できない、ということだった。

○ 世話人

- ・ NPOや市民団体が、いかに行政と関わって良いものを作っていくかということである。私もその分科会に参画したが、委員が全て決めて、事務局の職員に準備だけしてもらった。市民団体は、行政に対してどんな支援が必要かをはっきりさせる必要があるということである。このあたりを条例に盛り込めれば良いと思う。

○ 委員

- ・ 執行機関は、現在実施している公的サービスの財政健全性を考えなければならない。それをしないと、コストが固定化され、税金がどんどん上昇してしまう。財政健全化が絶対に必要である。

○ 世話人

- ・ 費用対効果が大切だということである。ただ合併で、職員数を減らしてい

ったが、減らせば良いというものでもない。

○ 委員

- ・ 市民から見ると、20数年前は、乳幼児医療の無料化などは考えられなかったが、その分、職員の事務量はどんどん増えてきている。また、法で執行しなければならないものも増えている。
- ・ そのような中で、何に一番財源を投入しなければならないかを判断する必要がある。行政・市民・議会が取り組むべきことは、有効に財源を使える機能確立することである。
- ・ また、地域としては、職員の力が欲しいと思うことが良くあるので、一緒にやっていけば良いと思っている。

○ 委員

- ・ 行政と民間が違うのは、民間は利益を出して納税する、行政は市民サービスを向上させるということである。
- ・ ただし、市民サービスの向上とは、何でもタダにしたら良いわけではなく、バランスが大切である。そうしないと財政が破綻する。
- ・ つまり、市民が自らできることは自分でやるべきであり、それぞれの責務を果たしながら、バランスを取ってどの方向に向かっていくのかを考えていくことが重要である。

(エ) 第3分科会

- ・ プロジェクターを使用し、議論した結果をその場で確認しながら検討を進めた。
- ・ 出された意見を、事務局が「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方」、「条例に盛り込むべき事項」として整理して、次回までに分科会検討資料に反映することとした。

委員からの主な意見・質問等（要旨）

（情報の共有）

○ 世話人

- ・ 行政側・議会側からだけではなく、市民側からも執行機関や市議会に情報を公開するべきではないか。三者がそれぞれ求め合い、知らせ合うことが必要だ。

○ 委員

- ・ 他市の条文をまとめると、①個人情報保護への配慮、②積極的な情報提供、③市民への説明責任、④情報の開示の請求といった点にまとめられるのではないか。

○ 委員

- ・ 資料6頁に書かれている事務局案では、共有の主体の範囲を狭めているよ

うな気がする。「公共的活動に関わる主体」というと事業者などは除かれてしまうので、この文言をはずして「市民のすべて」といった趣旨で規定すべき。資料２頁で言っている「市民協働」の範囲と整合性を持たせた方がいい。

○ 委員

- ・ 情報を公開するに当たっては、期限的なものを設けた方がいいのではないかと。「すべての情報を速やかに出す。」のように定めたらどうか。

(審議会・懇談会)

○ 委員

- ・ 附属機関等の委員の公募については、豊田市のように「市民の参加を推進します。」というだけでなく、もう少し踏み込んだ表現にした方がいい。「公募委員を入れるように努めなければならない。」として、特別な場合を除いては公募委員を必ず入れるような条文にしたらどうか。

○ 委員

- ・ 年齢制限とか、そういうものがあるのであれば、取り払った方がいい。

○ 委員

- ・ 三鷹市の条例のように、委員構成がバランスよくなるようにするのもいいのではないかと。

○ 委員

- ・ 基本的には、公募委員を入れるということは良いと思うが、ただし書で「審議会の内容に応じて…」という文言をいれるべきではないかと。どんな審議会でも公募委員を入れなければならないというわけではない。

(住民投票)

○ 世話人

- ・ これについては、事務局案のとおり、住民からの動きがあれば、それぞれの事案に応じて住民投票するといったことでよいのではないかと。

○ 委員

- ・ 投票資格者年齢については、１８歳からとか１６歳からとかいうところもあるが、本市においては、「有権者」のままでいいのではないかと。

○ 委員

- ・ ある程度の年齢に達しないと適正な判断は困難であると思うので、「有権者」ということで妥当ではないかと。

(地域自治)

○ 世話人

- ・ 市内の中心部は、小学校区単位で自治会を組んでいる。しかし、周辺部においては、これが中学校区単位であったりする。周辺部においては人口も急激に増えているので、中心部だけではなく、周辺部においても小学校区単位

で自治会を組織するよう規定すべきではないか。

○ 委員

- ・ 自転車で回れる程度の範囲の組織が一番機能する。小学校の生徒数で400～500人程度、世帯数で2,000程度の地区割にしておけば、自治活動なり、意思伝達なり、新しいまちづくりなりの方法付けがうまくいく。

○ 委員

- ・ 地域の共同体については、おっしゃるとおり、子供が徒歩で歩ける範囲が一番基本であると考えている。しかし、「地域自治」というものが、地域の問題をみんなで解決していこうといったことを指すのだとすれば、歴史的な経過も1つあるのではないか。1つのまとまりとして歴史的にやってきたのだとすると、それを分断するのはいかなものかというのものもある。

○ 委員

- ・ 小学校区は、コミュニティの基礎的単位。「生活圏」としての意味を持っている。ただ、一律に「小学校区がよい」ということを「条例に盛り込むべき事項」として入れることがよいのかどうかは検討の余地がある。
- ・ 13頁に「適正な地域区分に基づき…」とあるが、そこをもう少し工夫して、例えば、「小学校区等に配慮して」と入れるなど、「適正な地域区分」というものをもう少し丁寧に定めていくと良いのではないかと思う。

○ 世話人

- ・ 行政的な捉え方と市民の捉え方と、どこで整合性をとるのが大切。また、学区でもいろいろな事情で苦慮しているところがあるので、そういった地区割についてもどこかで考え直さないといけないといけない。もちろん、小学校区が一番良いとは思いますが、増えている学校もあれば減っている学校もあるなど、安直にそうともいえない事情もある。

○ 世話人

- ・ 提案者としては、「特別な事情を考慮しながら、小学校区を基本単位として」という考え方を入れていきたい。やはり、顔が見える範囲で自治を行うのが、一番活発になっていいと思う。

○ 委員

- ・ 小学校区単位というのは私も賛成だが、地元では子供がいなくて、高齢者ばかりの団地もあり、自治会が組織できなくなっているところもある。そういう問題もあるということも認識しておいてもらいたい。

○ 委員

- ・ 行政側から言う場合の行政エリアというものは、必ずしもコミュニティと一致しない。地域の共同体というのは小学校単位であるというのは間違いないと思うが、行政側から施策を展開する場合は、また別の切り口が出てくる

と思う。

○ 委員

- ・ 地域自治を、市政運営の仕組みとしてここでは触れている。「地域自治」と言ったときに、コミュニティの問題、自治会の問題は第3分科会でしか対象にしていない。第2分科会では、地域活動団体と、地域コミュニティをきちんと位置付けている。だからこそ、市民の生活のまとまりを尊重したような「地域自治」を規定しておいた方が良いのではないかな。

○ 世話人

- ・ 分科会に分かれる前に、「自治会」と「地域コミュニティ」は別物であるという意見もあった。自治会はパワーがあるが、必ずしも地域の代表団体であるとは言えないと思う。新しい感覚を持った、よその地域での生活経験がある方も増えてきている。この辺は、他の分科会でも議論していると思うので、合同で議論するときの検討課題になると思う。

○ 委員

- ・ 新しい考え方は地域の中ではじかれているところもあるので、これからは期待したい。

○ 世話人

- ・ 1つは、自治会は、特別な事情がない限りは小学校区を単位とするという意見を入れていくということ、もう1つは、地域の活動団体は、必ずしも自治会でなければならないとは言い切れないという意見も出ているということで、この項はまとめておきたい。

3 閉会

各分科会の会場において解散